

第2回自動運航船検討会（議事概要）

日 時：令和6年7月25日（木）13：30～15：30

場 所：国土交通省11階特別会議室

出席委員：藤田座長、野川座長代理、南委員、清水委員、村井委員、三輪委員、田村委員、間島委員、巢籠委員、田中委員、中村委員、四方委員、平尾委員、飯島委員、尾形委員、松本委員、村田委員、小倉委員、矮松委員、久保委員

議事次第に沿って、(株)日本海洋科学 桑原執行役員、(株)エイトノット 木村 CEO、事務局から資料の説明を行い、意見交換を行った。主な意見は以下の通り。

議事概要：

<議題1. 事業者からのヒアリング>

- ・精度の高い信頼できる機器を開発するために実証運航に取り組むことの必要性は理解できるが、現行法令に基づいて、通常運航がいつでもできるような状態を維持することが大前提である。

<議題2. 前回検討会で提示した検討項目についてのご意見と対応案>

（意見①に関して）

- ・検討項目「安全基準・検査手法」中で「船員・陸上要員の資格・配置」についても残しておくことで、システムと人間がそれぞれどのような役割を担うのかを議論することができると考えているため、事務局修正案には反対である。
- ・「乗組み体制の検討」という文言が単独で登場すると、通常運航時において船員の数を減らすことを前提とした議論が進められるという誤解を抱きかねないため、当該文言を削除していただきたい。

→以上を踏まえ、「乗組み体制の検討」という文言を削除することとするが、実証運航の段階においても、安全性確保の観点で船員や陸上要員に求められる資格や能力、機器・システムの保守要員の配置等の議論は必要であることから、「船員・陸上要員の資格・配置」については「安全基準・検査手法」の中で議論を行うこととなった。

（意見③に関して）

- ・（資料2-2の p3 事務局対応案に関して）「段階を踏んで」の意図するところを明確にするべき。

→事務局より、「安全基準・検査手法WGにおけるご議論を踏まえて、現行法の遵守を前提として民間プロジェクトの中で実証運航を進めていただくこととなるが、そこで得られた成果を本WGにフィードバックしていただき、その内容について検討会でご検討いただきたい。」と説明し、了解を得た。

- ・実証運航は現行法の範囲内で進めていくものであり、実証運航に合わせて通達を含む法令改正を行うことは想定されず、技術開発を進める中で、機器の信頼性を高めるための実証運航をどこまで行うことができるかを、本検討会で確認していく

ものと理解した。

(意見⑬に関して)

- ・遠隔操船者について、国際海事機関においてこのような議論が行われていることは承知しているが、言葉の定義が未だ整理されておらず、また、現行法においては船員が本船に乗り組んで操船することを前提としており遠隔操船者については想定されていないことは明確であるため、その前提で議論を進めていただきたい。

以上